

プレスリリース

平成19年6月29日
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第7回牛豚等疾病小委員会の概要について

- 1 日時
平成19年6月29日（金）14:00～16:00
- 2 場所
農林水産省飯野ビル第6会議室（飯野ビル8階）
- 3 概要
別紙のとおり

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会概要等
http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/seisaku_shouhi.htm

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

電話：03-3502-8111（代表）

担当：小倉（内線 4582）、熊谷（内線 4584）

03-3502-8292 03-3502-8295（直通）

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

平成19年6月29日

消費・安全局

食料・農業・農村政策審議会消費・安全・分科会家畜衛生部会
第7回牛豚等疾病小委員会の結果概要

1 今後のオーエスキー病対策について

- (1) 生産者のコンセンサス形成や、疫学的関連を踏まえた清浄化対策の地域区分の細分化と、地域区分に応じた効率的なワクチン接種やモニタリングの考え方を説明した。
- (2) 委員からは、本病の清浄化の技術的な戦略は確立されており、生産者の意欲が何よりも重要である。これまでの清浄化対策の実施状況を十分検証した上で、関係者と十分意見交換を行いつつ、他の疾病対策ともなる衛生管理の改善を含め、清浄化対策を再構築していくべきとの意見があった。

2 中国からの稲わら加工品の取扱いについて

中国における稲わら加工品の加熱消毒及び家畜衛生体制に関する調査団の報告がなされ、飼料用稲わらについては、口蹄疫に関する防疫措置が重点的に講じられている遼寧省及び吉林省の特定の2地域に限定した上で、次のとおり対応することとされ、(1)については、事務作業を進めることとされた。

- (1) 飼料用稲わらについては、手刈り・外皮の除去、加圧梱包等の原料用稲わらの取扱い、加熱消毒施設における加熱の際の温度管理体制等が確認されたことを踏まえ、加熱処理が一方向に限定されるワンウェイ化施設について、輸入手続の停止を解除して差し支えない。

なお、飼料用稲わらの輸入再開に当たっては、中国当局が取り組む管理強化に加え、日本側検査官による査察等の監視体制を強化することが適当である。

- (2) 中国の農業部及び中国農業科学院蘭州獣医研究所との間で牛豚の家畜衛生に関する情報交換等を進めることが適当である。

3 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

ブルセラ病のサーベイランスのあり方の検討、ヨーネ病の防疫対応、養豚経営における事故率の上昇等牛豚の疾病をめぐる最近の情勢についての報告を行った。